

労働保険加入のご案内

建設業安全協議会

〒190-0022 東京都立川市錦町 1-8-14 鈴木ビル 202号
TEL 042(595)6890 FAX 042(595)6895

一人親方労災保険

●特別加入制度について



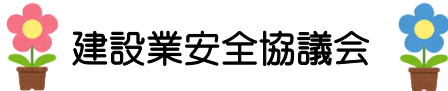
特別加入とは

労災保険は、労働者に対して国が事業主に代わってその補償を行う保険制度なので、事業主や自営業者などは本来その対象とはなりません。しかし、その仕事の実態などからみて、労働者と同じように保護する必要がある人たちもいます。そこで、『中小事業主』、『一人親方』でも、国に特別加入の申請をして、承認を受けた場合は労働者と同じように補償を受けることができるようにした制度です。

一人親方とは

- 請負で、労働者を使用（雇用）しないで事業を行うことを状態とする者と、その家族従事者です。

この特別加入制度を利用するためには、一人親方団体に事務処理を委託することが必要です。
建設業安全協議会も一人親方団体になります。



建設業安全協議会

お気軽に
ご相談ください



- 手数料は年額10,560円(税込) ※中途加入の場合、加入月からの手数料をいただきます。

(初年度のみ入会金 1,100円(税込)が必要です) ※中途脱退の場合、入会金・手数料共返金はございません。

- 労災事故の際の申請手続き費用等、その他の手数料は一切かかりません。
- 母体が社会保険労務士事務所、行政書士事務所だから安心です。

特別加入保険料(1年間)

基礎日額	日額 × 365日 × 料率: 18/1,000
3,500円	22,995円
4,000円	26,280円
5,000円	32,850円
6,000円	39,420円
7,000円	45,990円
8,000円	52,560円
9,000円	59,130円
10,000円	65,700円
12,000円	78,840円
14,000円	91,980円
16,000円	105,120円
18,000円	118,260円
20,000円	131,400円
22,000円	144,540円
24,000円	157,680円
25,000円	164,250円

※年度途中で加入の場合は、月割りで計算されます。

◆申込方法◆

特別加入申請書(裏面)をコピーしてご利用ください。

申請書へご記入・ご捺印の上、お送り下さい。

申請の際、**顔写真付き身分証(免許証・パスポート等)**が必要となります。

中途加入時の保険料の計算

- 基礎日額5,000円の一人親方1名、
9月から中途加入した場合は・・・

日額5,000円の年間保険料(左表)の32,850/12×7
= 19,163円 ← 加入月の9月～翌年3月までの7ヶ月分

※一人親方の場合、年度更新時の保険料の精算はありません。(年度途中の脱退を除く)

一人親方委託手数料(税込)

一人親方	加入時納付金	年額手数料
一人親方1人につき	1,100円	10,560円

建設業安全協議会

〒190-0022

東京都立川市錦町1-8-14鈴木ビル202号

TEL 042(595)6890

FAX 042(595)6895